**第4回アンコール日本人会役員会議事録**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書記　氏本義之

日時：2014年7月6日（日）16時から19時

場所：グリーン　オン　ピース

参加者：氏本、鬼、多賀（敬称略、順不同）

議題：

１．案内パネル修正

２．役員一時帰国時の緊急連絡

３．アンコール補習授業校編入生

４．法人会員への情報配信

５．会員名簿・緊急連絡網進捗状況

６．勉強会企画

７．会則変更案

鬼：イベント会場案内のパネルですがAJAロゴを変更してください。多賀さん、お願いします。

7月17日から8月18日まで帰国しますので大使館から緊急事態の連絡が有る場合は大井領事から副会長に来ます。大井領事も7月26日から8月6日は一時帰国されるので、その間の大使館のご担当は警備の里永さんか後藤さんです。

　補習校のことですが6月に小学部と幼稚部に一人ずつ増え、2学期から幼稚部に一人増えるのでとりあえず赤字決算は避けられる見込みとのことです。

次に法人会員のメディリアンさんからメール配信を代表以外にも配信して欲しいと依頼がきています。

多賀：配信には問題ないと思います。ほかには家族会員にも別々に配信されているんですか

鬼：会員申込書にメールアドレスが登録されていれば配信されています。それでは、法人の代表の方から依頼があれば配信するということで。緊急連絡については今まで通りにします。

　会員名簿の配布ですが確認が済み次第、印刷に回したいと思います。緊急連絡先のトップの人が確認してください。家族会員の配信確認は浦田さんにお願いします。

　9月の勉強会イベントですが担当の氏本さん、何かご提案はありますか。

氏本：カンボジアでは農業従事者が65%とか言われています。なのにシェムリアップ在住者　　　でどれだけの人が農村の生活を知っているのか疑問なので農村体験をしてもらいたいです。　　　家内の実家がここから車で１時間ぐらいのところです。そこの近くに小高い山がありますのでそこで山菜や果物狩りをして、昼食に摘んできた山菜を食べると言う案があるのですが、9月だと道路事情が心配です。

多賀：コンポンプロック見学はどうですか。観光化されたクロコダイルファームから行くのではなくバコン方面から行きます。乾季と雨季の違いがわかればもっと面白いですね。

鬼：9月の勉強会は28日（日）午後1時半にチャイ集合、6時に解散の予定でコンポンプロック見学と言う事で氏本さんに企画をお願いします。井上さんと打ち合わせしてください。

　会則変更ですが家族会員は議決権を2票にしてほしいとの意見があります。

氏本：今までの総会でもご夫婦で参加して議決権を行使されている方がほとんどおられません。　　　会則を変更し、2票にするとまた総会成立の条件が高くなるのでこのままで良いと思います。出席されない場合委任状を頂いてますが議長委任ですのでそのことを考慮すれば、総会に出席して議決権を行使したい人は現状ではいないように思います。今後、総会に出席し議決権を行使したいという人が増えてくればまた検討すればよいと思います。

鬼：その他の会則改正案ですが下記が提案事項です。**改正箇所は拡大太字**

※現会則

（入会及び継続会員）

第六条 本会に入会又は年度を越えて会員継続を希望する人は、第四条及び第五条の規定に従い所定の申込用紙に必要事項を記入し、原則、別途「細則」第二条に規定する年会費と共に本会会計役員まで提出・納入しなければならない。

※改正案

（入会および継続会員）

第六条

**１．**本会に入会を希望する人は、第四条及び第五条の規定に従い所定の申込用紙に必要事項を記入し、原則、別途「細則」第二条に規定する年会費と共に**本会役員**まで提出・納入しなければならない。

**２．既会員は退会届の届け出のない限り会員継続とされる。但し、既届出事項に変更などがある場合には、速やかに電子メールもしくは所定の申込用紙に継続の旨と変更事故を記入し、本会役員まで届け出るものとする。但し、年度当初より３ヶ月以内に年会費を本会役員に納入しなければならない。**

※現会則

（退会及び除名）

第七条 以下の規定に該当する会員は、会計年度期間内であっても本会会員の資格を失う。

１． 第四条に規定する会員資格を失うもの又は、本会退会を希望する会員。退会を希望する会員は、速やかに、所定退会届用紙に必要事項を記入の上、総務役員へ届ける。但し、退会届は、電子メールに必要事項を記入し総務役員メールアドレス宛に送付する方法も認められる。

２． 本会則に規定する「目的」や「活動」及び本会の本質から著しく逸脱した行為又は活動を行ったと認められる会員は、総会に於いて会員の過半数を超える承認をもって除名することが出来る。

３． 別途「細則」第一条に規定する年会費の納入が６ヶ月を超え滞納した会員。

※改正案

（退会および除名）

第七条　以下の規定に該当する会員は、会計年度期間内であっても本会会員の資格を失う。

１．第四条に規定する会員資格を失うもの又は、本会退会を希望する会員。退会を希望する会員は、速やかに、所定退会届用紙に必要事項を記入の上、**本会役員に**届ける。但し退会届は、電子メールに必要事項を記入し**本会役員**メールアドレス宛に送付する方法も認められる。

２．本会則に規定する「目的」や「活動」及び本会の本質から著しく逸脱した行為又は活動を行ったと認められる会員は、総会に於いて会員の過半数を超える承認をもって除名することが出来る。

別途「細則」第一条に規定する年会費の納入が**３ヶ月**を超え滞納した会員**は自動的に退会となる。**

　このようにすれば事務手続きも簡素化されると思います。今回役員の出席者が少なかったので意見がある人は次回の役員会で述べてください。

　次回役員会

　　　　8月23日（土）19：00時より「元氣家」にて